

国海査第 283 号
令和 2 年 12 月 8 日

一般社団法人 日本中小型造船工業会
専務理事 平原 祐 殿

国土交通省海事局
検査測度課長
(公印省略)

IBC コードの改正に伴う国際液体化学薬品ばら積船適合証書の取扱いについて

令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）に発効する改正液体化学薬品ばら積の運送のための船舶の構造・設備に関する国際規則（以下「改正 IBC コード」という。）に対応するため、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危告示」という。）の改正を実施します。危告示の改正に伴う、国際液体化学薬品ばら積船適合証書（以下「IBC 証書」という。）の交付又は書換えについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、関係各位へ周知頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対象船舶

国際航海に従事する船舶であって、改正 IBC コードに伴い IBC 証書に記載される貨物の運送要件（IBC 証書第 4 項）が変更される船舶

2. IBC 証書の交付又は書換申請

船舶所有者は、船舶の所在地を管轄する管海官庁（以下「管海官庁」という。）に対し、以下の資料を提出して下さい。

- (1) 条約証書交付等申請書（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（以下「証書省令」という。） 第 9 号様式）※¹
- (2) 現有する IBC 証書※²
- (3) 船舶検査証書及び船舶検査手帳※²



(4) 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳^{※2}

(5) 手数料納付書（証書省令 第12号様式）^{※1}

(6) 船級検査レポート（船級船に限る。）

※1 手数料は、条約証書一通分として納付して下さい。

※2 原本の提出が困難な場合は、写しのご提出で差し支えありません。

3. IBC 証書等の交付及び書換

管海官庁は、提出書類の内容を確認後、以下に従って IBC 証書等を2枚交付致します。

3-1. 交付の場合

表1に記載する「現行 IBC 証書（12/31 まで有効）」及び「改正 IBC 証書（1/1 から有効）」の2枚を交付致します。

表1 交付する IBC 証書

	現行 IBC 証書 ^{※1} (12/31 まで有効)	改正 IBC 証書 ^{※2} (1/1 から有効)
交 付 日	交付する日	交付する日
有効期限	2020 年 12 月 31 日	船舶検査証書の有効期限の満了日
IBC 証書の記載上の留意点	○表紙「この船舶は、上記の規約の次の改正にも完全に適合する」欄に「MSC. 340(91) and MEPC. 225(64)」と記載 ○4 項の表に記載する貨物等は、現行の IBC コードに対応したもの	○表紙「この船舶は、上記の規約の次の改正にも完全に適合する」欄に「MSC. 460(101) and MEPC. 318(74)」と記載 ○4 項の表に記載する貨物等は、改正後の IBC コードに対応したもの ○2021 年 1 月 1 日から有効である旨を記載した別紙を添付する

※1 現行 IBC 証書： 現行 IBC コードへの適合を示す証書

※2 改正 IBC 証書： 改正 IBC コードへの適合を示す証書

3－2．書換の場合

表2に記載する「現有する IBC 証書の別紙（12/31 まで有効と記載）」及び「改正 IBC 証書（1/1 から有効）」の2枚を交付致します。

表2 交付する IBC 証書等

	現有する IBC 証書※ ¹ の別紙 (12/31 まで有効)	改正 IBC 証書※ ² (1/1 から有効)
交 付 日	書換日	書換日
有効期限	2020 年 12 月 31 日	船舶検査証書の有効期限の満了日
IBC 証書の 記載上の留 意点	○有効期限を上記に変更する旨 を記載した別紙を添付する。	○有効期限は上記を記載 ○2021 年 1 月 1 日から有効である旨を記載した別紙を添付する ○表紙「この船舶は、上記の規約の次の改正にも完全に適合する」欄に「MSC. 460(101) and MEPC. 318(74)」と記載 ○4 項の表に記載する貨物等は、改正後の IBC コードに対応したもの

※1 現有する IBC 証書： 現行 IBC コードへの適合を示す証書

※2 改正 IBC 証書： 改正 IBC コードへの適合を示す証書

4. IBC 証書の返納

IBC 証書の有効期限（2020 年 12 月 31 日）が満了した際には、当該証書を速やかに管海官庁へ返納して下さい。

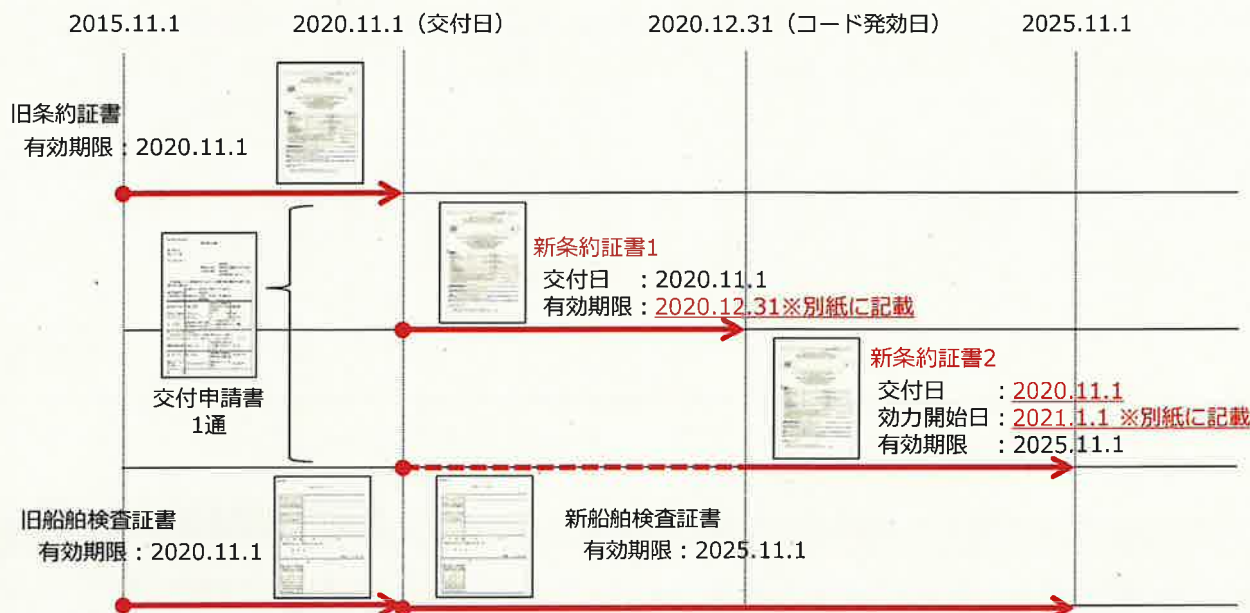
以上

改正IBCコードの施行に伴う条約証書の対処イメージ①

対処が必要な理由:

- 改正IBCコードに伴い、第17章(最低要件一覧)へ掲載されている物質の運送要件が格上げ。これに伴い、条約証書の第4項に規定する運送可能な貨物リストに変更が生じるため、新基準に適合するIBC証書を予め受有する必要がある。
- なお、国内法の規定により、IMOの指針に基づく“注釈”表記は出来ないため、以下のとおり対処する。

～処理例①：IBC証書を2020年11月1日に交付するケース～



改正IBCコードの施行に伴う条約証書の対処イメージ②

対処が必要な理由:

- 改正IBCコードに伴い、第17章(最低要件一覧)へ掲載されている物質の運送要件が格上げ。これに伴い、条約証書の第4項に規定する運送可能な貨物リストに変更が生じるため、新基準に適合するIBC証書を予め受有する必要がある。
- なお、国内法の規定により、IMOの指針に基づく“注釈”表記は出来ないため、以下のとおり対処する。

～処理例②：2019年12月31日に交付したIBC証書を2020年11月1日に書換えるケース～

